

令和4年1月13日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第58回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年1月13日（木） 9：00～9：10

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長
計24名

内 容：以下のとおり

1. 入院等療養体制の変更について

（1）入院等療養体制の変更について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の患者発生状況等について説明

【資料1】

- ・年末以降、感染者の確認が相次いでおり、1月7日以降11日までの5日間では、連日30名以上の感染者が確認され、昨日12日は、101名の感染者が確認されています。
- ・1月の感染者数は昨日までで、338名となっています。
- ・昨日時点での療養を要する患者数は336人となっています。

② 病床確保計画等について説明

【資料1】

- ・病床確保計画における患者推計ですが、表の真ん中あたりになりますが、336人という療養を要する患者数は、第4段階のピークである250人を超えており、第5段階に入っている状況です。
- ・第5段階においては、これまでの原則入院としていました対応を、今後は中等症以上、又は軽症者で重症化リスクのある方を優先して入院してもらう対応となります。
- ・第5段階としては、メディカルチェックを行って、療養先を決定します。
- ・メディカルチェックについては、今回の感染の急拡大を受け、より迅速な対応を行う必要があるため、保健所によるスクリーニングチェッ

クシートを用いたチェックと自宅等の療養環境の調査を行い、県広域入院調整本部の確認・助言を受けて、療養先を決定することとしています。

- ・中等症以上、軽症者で重症化リスクのある方など宿泊療養又は自宅療養ができないと判断する場合は、入院していただきます。
 - ・入院の必要性が低く、宿泊療養又は自宅療養ができると判断する場合は、原則、宿泊療養施設に入所していただきますが、家庭環境などやむを得ない理由により、宿泊療養が利用できない場合は、自宅療養として健康観察を行います。
 - ・自宅療養においては、医師会、医療機関、看護協会、訪問看護ステーション協会などの協力により、患者さんの健康観察をしっかりと行うとともに、消防本部との協力により救急搬送体制を確保するなど、病状の変化にも対応できる体制を整えています。必要に応じて、食料や生活物資などの手配といった生活支援を行っていく考えです。
 - ・このような体制を現在、準備しているところです。
 - ・知事、以上のような認識と方針でよろしいでしょうか。
- 【知事】それをお願いします。

2. 島根県の対応について

(1) 島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

① 島根県の対応（案）について説明

【資料2】

3. 知事指示事項

1. 県内の感染者確認が急増している状況を踏まえ、県民の皆様に、「島根県の対応」に基づいて、追加のお願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年1月14日から1月31日までとします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

2. 飲食店等の利用については、これまでアルコールを伴う飲食に限定して自粛をお願いしておりましたが、今後は、アルコールの有無に関わらず、

- (1) 飲食の際の人数については、8人以下から4人以下に引き下げることとします。

(2) 時間については、引き続き、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としてください。

(3) 県外の方との飲食についても、アルコールの有無に関わらず、また、県内、県外を問わず、控えて頂くようお願いいたします。ただし、これらの内容については、鳥取県（全域）と、生活圏域（通勤、買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方々との飲食については、控えて頂く必要はありません。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

3. 先ほど、健康福祉部から説明があったとおり、県内では、感染が急拡大している状況であり、現在の県内の医療提供体制を踏まえ、県の病床確保計画における段階を、最も厳しい第5段階に引き上げることとします。

これに伴い、症状のない方や軽症の方も含め、感染患者全員を入院させるというこれまでの方針を変更しまして、入院は中等症以上の方や、軽症者で重症化リスクのある方を優先して入院してもらうこととします。

今般の感染者の急増に迅速に対応するため、保健所と、DMAT等医師が参画する島根県広域入院調整本部により、患者の症状や家庭の環境などを判断し、入院・宿泊・自宅療養のいずれかにより対応する体制に移行します。

4. 事業者の皆様は、業種ごとに実施すべき事項を整理した感染拡大予防のためのガイドラインに基づく感染防止対策を徹底していただくとともに、県民の皆様には、引き続き「マスクの着用」、「三つの密の回避」、「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組んでいただくよう、引き続き、お願いいたします。

第 58 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 1 月 1 3 日 (木) 9 : 00～

場所:県庁 6 階 講堂

1. 入院等療養体制の変更について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年1月12日までに、計2,099人の感染が確認されました。

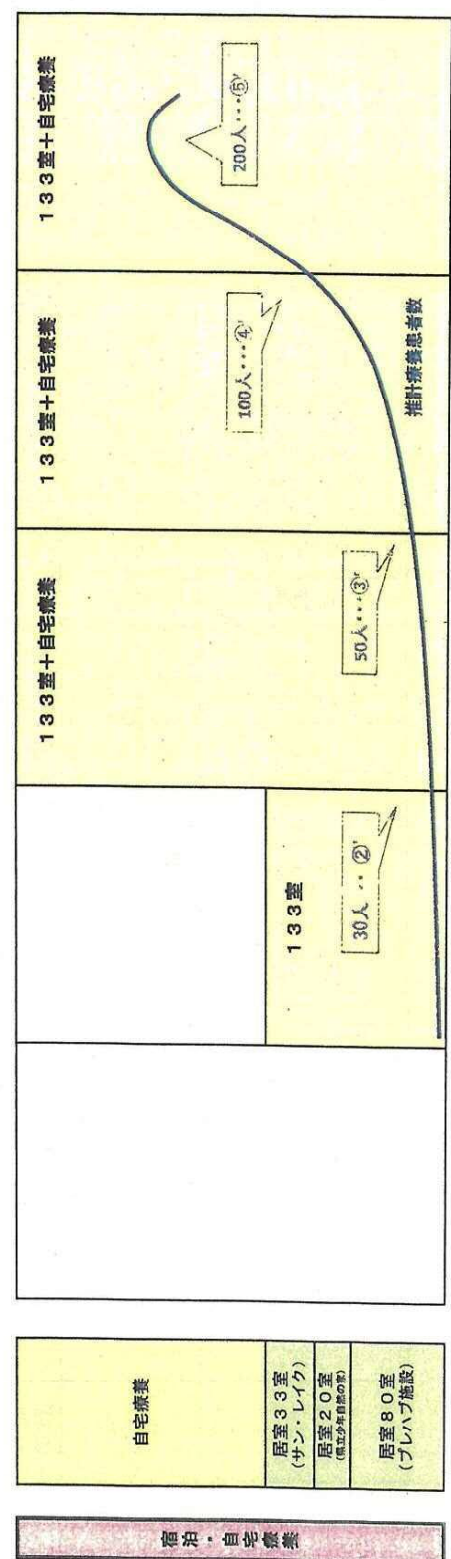
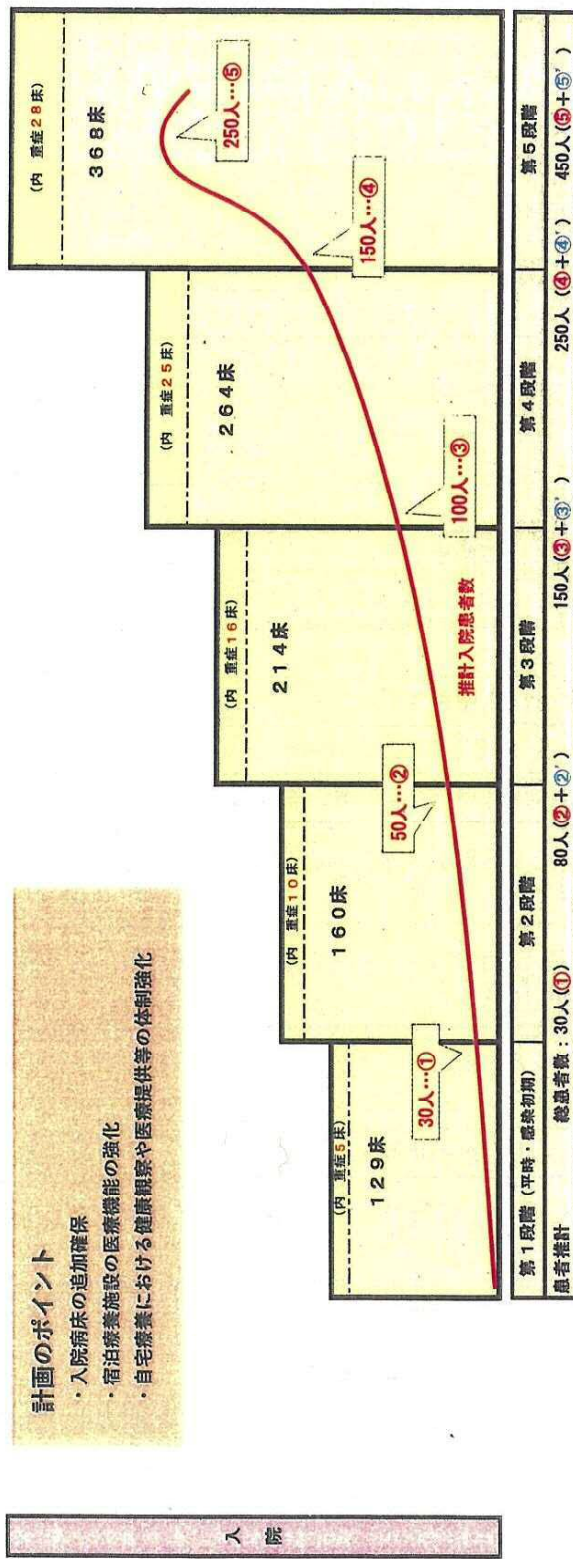
12月は29人、1月は12日までに338人の感染が確認されています。

1. 令和3年12月以降の陽性患者の発生状況（1月12日まで）

陽性判明日	陽 性	居住地別内訳
12月2日	1 人	出雲市1人
12月27日	7 人	出雲市7人
12月28日	7 人	出雲市7人
12月29日	6 人	出雲市6人
12月30日	3 人	出雲市3人
12月31日	5 人	出雲市4人、雲南市1人
12月計	29 人	
1月1日	4 人	雲南市4人
1月2日	3 人	出雲市2人、雲南市1人
1月3日	6 人	松江市3人、出雲市1人、雲南市1人、県外1人
1月4日	6 人	出雲市3人、大田市1人、西ノ島町1人、県外1人
1月5日	20 人	松江市6人、浜田市2人、出雲市4人、益田市1人、大田市2人、安来市1人、川本町1人、西ノ島町1人、隠岐の島町1人、県外1人
1月6日	22 人	松江市6人、浜田市1人、出雲市7人、雲南市1人、津和野町1人、西ノ島町4人、県外2人
1月7日	40 人	松江市19人、浜田市7人、出雲市8人、安来市1人、江津市1人、県外4人
1月8日	35 人	松江市10人、浜田市6人、出雲市14人、益田市1人、県外4人
1月9日	31 人	松江市5人、浜田市12人、出雲市8人、益田市2人、津和野町1人、西ノ島町3人
1月10日	36 人	松江市5人、浜田市11人、出雲市13人、益田市1人、安来市1人、江津市4人、県外1人
1月11日	34 人	松江市7人、浜田市6人、出雲市7人、益田市3人、江津市2人、邑南町6人、津和野町1人、西ノ島町1人、県外1人
1月12日	101 人	居住地確認中 (保健所別内訳) 松江7人、出雲12人、県央26人、浜田40人、益田16人
1月12日までの計	338 人	

新型コロナウイルス感染症における島根県病床確保計画

○感染拡大が生じた場合に備え、必要な病床等を確保する。【推計】患者総数450人（入院患者数250人、宿泊・自宅療養者数200人）



新型コロナウイルス感染症患者の療養先

段階

1

2 ~ 3

3 ~ 4

5

検査陽性

入院調整

メデイカルチェック
調整

「重症化リスクのある方」
中等症以上・軽症

上記以外

全員入院療養

入院療養

入院療養

入院療養

入院療養

入院療養

入院療養

入院療養

入院療養

宿泊療養

自宅療養

宿泊療養

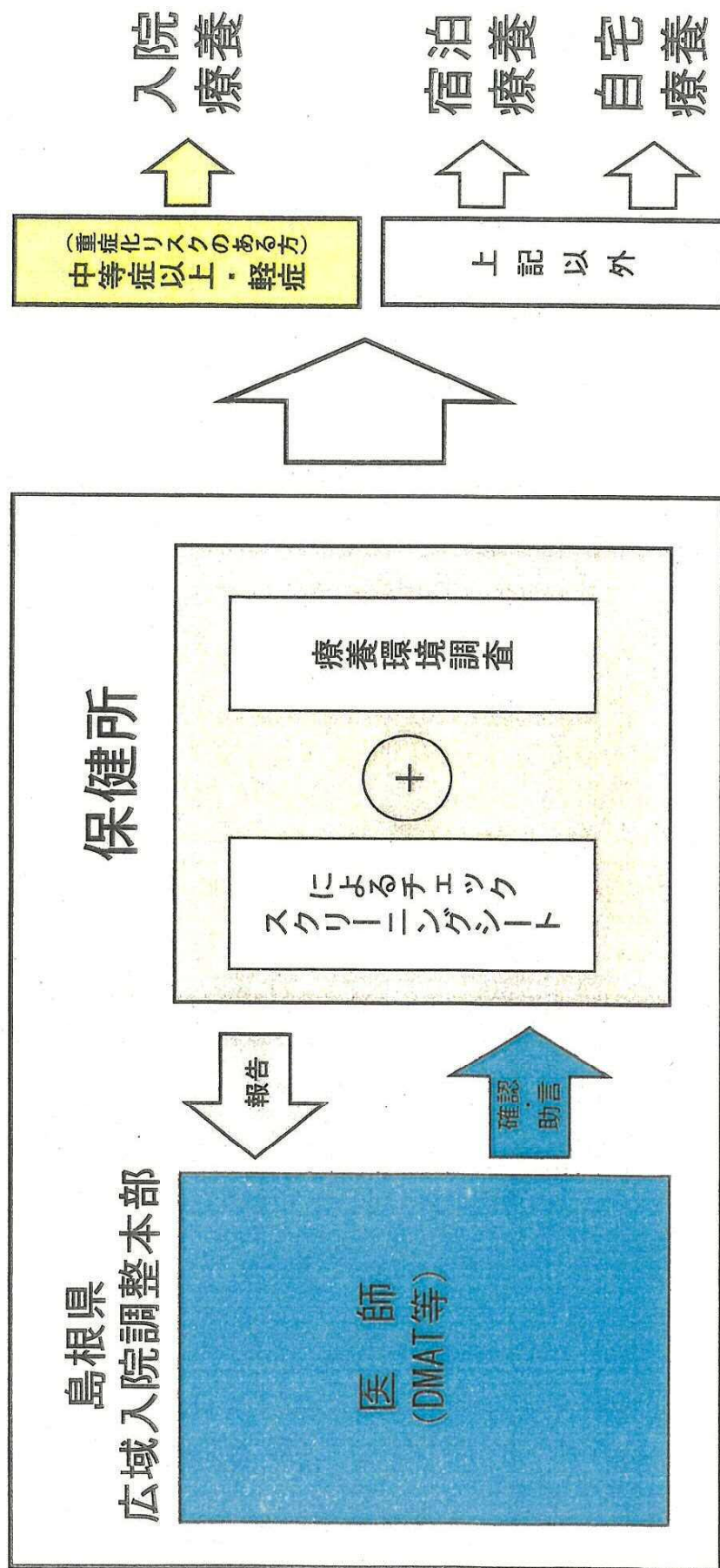
宿泊療養

自宅療養

宿泊療養

自宅療養

メデイカルチェック (メデイカルスクリーニング)



島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内や全国の感染状況と基本的対処方針を踏まえ、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年1月14日から1月31日までとする。

1. 鳥取県を除く他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所

の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、アルコールの有無に関わらず、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。
- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。
- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたって

は十分な距離を確保すること。

5. 感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)
6. 感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)
7. イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)
8. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
9. 事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
10. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和 3 年 11 月 25 日島根県対策本部決定）

【令和 3 年 11 月 25 日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和 3 年 11 月 19 日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡）に基づき、令和 3 年 11 月 25 日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を 50%（大声あり）（注1）又は 100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限	収容定員まで	5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方
収容率	100%	大声なし 100%、大声あり 50%以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注 1）令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注 2）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注 3）様式は別に定める。

- (2) 大規模なイベント等（参加者 5,000 人超かつ収容率 50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から 1 年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡を確認すること。